

高校就学支援金制度の実施状況に関する調査（平成 27 年度）

1. 調査目的

平成 26 年度から始まった現行の高等学校等就学支援金制度の実施状況及び都道府県における家計負担軽減策の見直し状況について把握する。

2. 調査対象

●国立学校

制度の対象の学校を所管する国立大学法人，国立高等専門学校機構，国立海技教育機構（50 法人）

●公立学校

制度の対象の学校の支給権者である都道府県教育委員会（47 団体）

●私立学校

制度の対象の学校の支給権者である都道府県（47 団体）

3. 調査時期及び方法

平成 27 年度の状況を同年 10 月から平成 28 年 2 月にかけて調査アンケート調査に対する書面回答及び電話聴取
公私立学校については 26 年度に次いで 2 回目の調査（一部調査項目追加）

4. 調査項目

I 授業料等

- 授業料等 ○留年者，既卒者，74 単位超過者の扱い（公立のみ）
- 授業料の徴収時期（国公立のみ） ○授業料減免制度（私立のみ）

II 申請手続

- 申請様式の改正等に伴う事務負担の軽減 ○申請書等の配布時期
- 申請書等の提出期限（公私立のみ）
- 保護者等の収入状況等の確認書類（公私立のみ）
- プライバシーへの配慮 ○生徒・保護者等の負担軽減（公私立のみ）
- 確実な申請のための工夫 ○外国語を母国語とする保護者への配慮
- 事務体制の状況

III 制度の広報・周知活動

- 学校・事務担当者向けの広報・周知（公私立のみ）
- 生徒・保護者向けの広報・周知

5. 調査結果

- 国立学校・・・別紙 1
- 公立学校・・・別紙 2
- 私立学校・・・別紙 3

■ 国立学校

I. 授業料等

27年度の検定料，入学料，授業料は以下のとおり。

(表1-1)

(単位:円)

	全日制	特別支援学校
検定料	9,800	2,500
入学料	56,400	2,000
授業料(月額)	9,600	400

- ・授業料の徴収時期は、多くの国立大学附属学校では2回（多くは4月末と10月末）であるが、3回（東京工業大学附属），4回（大阪教育大学附属）等の学校もある。
- ・就学支援金の支給前に授業料の納付を求め、後に生徒に就学支援金を還付する方法を行っている法人はない。

II. 申請手続

1. 申請様式の改正等に伴う事務負担の軽減

平成27年度の申請様式や事務処理要領の改正等に伴う事務負担の軽減状況については、事務担当者の大多数が事務負担の軽減を実感している。

(表1-2)(数字は法人数)

	申請書と届出書の様式の統一	保護者等の状況確認欄のチェックボックス化	年度末の支給実績通知等の削減
負担が軽減した	31	34	41
変わらない	19	16	9

2. 申請書等の配布時期

学校から生徒・保護者等に申請書等を配布した時期については、22 法人が入学式の後日に申請書等を配布している他、15 法人が入学説明会で配布している。

(表 1 - 3)(数字は法人数(複数回答可))

① 合格発表時(合格通知と一緒に送付することも含む)	3
② 入学説明会	15
③ 入学式の当日	11
④ 入学式の後日	22

3. プライバシーへの配慮

申請・届出における生徒のプライバシーへの配慮のための工夫については、36 法人で申請書類は封をして提出するようにしている。その他、保護者からの直接の提出や、郵送による提出を認めるなどの工夫を行っている。

(表 1 - 4)(数字は法人数(複数回答可))

① 申請書類は封をした封筒で提出する	36
② 手続は他の生徒の目に触れない場所(事務室等)で行う	44
③ 申請書等の管理は施錠がかかる場所で行い担当者のみ取り出すことができるようにする	29
④ 情報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う	9

4. 確実な申請のための工夫

支給対象となる生徒から確実に申請が行われるような配慮・工夫については、45 法人で未提出の生徒に対して確認を取っている。また、35 法人で申請しない生徒からも書類の提出を求めている。

(表 1 - 5)(数字は法人数(複数回答可))

① 生徒全員に意思を確認するために、支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類などを提出してもらう	35
② 未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる	45
③ 生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する	10

5. 外国語を母国語とする保護者への配慮

外国語を母国語とする保護者への配慮・工夫については、10 法人で生徒を通じて必要書類などを求めている。また、自由回答において 30 法人で該当生徒がないため、現時点で対応を行っていないとの回答があった。

(表 1 - 6) (数字は法人数(複数回答可))

① 外国語版の申請書やリーフレットの作成・活用	2
② 学校の窓口で事務員と確認をしながら記入	4
③ 生徒を通じて必要書類などを求める	10

6. 事務体制の状況

事務負担の増加への体制面での対応状況については、43 法人で特に対応していない。また、自由回答において 7 法人が超過勤務で対応している、2 法人で増員を検討・要求しているが実現できていないとの回答があった。

(表 1 - 7) (数字は法人数(複数回答可))

① 担当部署の職員数を増員	3
② 事務が増える時期に非常勤職員等を配置	1
③ 特に対応はしていない	43

Ⅲ. 制度の広報・周知活動

生徒・保護者向けの制度の広報・周知活動については、40 法人で資料配付を行い、26 法人で説明会を行っている。

(表 1 - 8) 数字は法人数(複数回答可)

①資料配付	40
②説明会の開催	26
③HP掲載	0

■公立学校

I. 授業料等

1. 授業料等

27年度の検定料，入学料，授業料は以下のとおり。

(1) 全日制

●検定料

- ・45団体は2,200円（他は，福岡，佐賀2,100円）。
- ・38団体は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。
※減免制度がないのは，埼玉，千葉，福井，山梨，愛知，滋賀，島根，
広島，沖縄

●入学料

- ・43団体は5,650円（他は，鳥取，福岡，佐賀，長崎5,550円）。
- ・42団体は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。
※減免制度がないのは，千葉，滋賀，島根，広島，沖縄

●授業料

全ての団体は月額9,900円（鹿児島の単位制高校では，既卒者，留年者，
又は編転入生で修得単位を有する者は1単位あたり4,455円）。

(2) 定時制

●検定料

- ・39団体は950円（他は，福井，島根2,200円/鳥取1,000円/京都，佐賀
900円/長野870円 /福岡850円/山口700円）。
- ・38団体は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。
※減免制度がないのは，埼玉，千葉，福井，山梨，愛知，滋賀，島根，
広島，沖縄

●入学料

- ・37団体は2,100円（他は，鳥取，佐賀，長崎2,050円/広島，福岡2,000
円/岡山1,400円/長野1,160円/京都980円/山口800円/和歌山0円）。
- ・42団体は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。
※減免制度がないのは，千葉，滋賀，島根，広島，沖縄

●授業料

- ・授業料の設定は，①：月額定額の設定のみ，②：1単位当たりの設定のみ，
③：①と②の2通りの方法で設定，の3パターンがある。

(表 2 - 1)

①月額定額	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 福島, 神奈川, 石川, 岐阜, 愛知, 大阪, 兵庫, 鳥取, 広島, 山口, 香川 (15 団体)
②1 単位当たり	山形, 栃木, 千葉, 福井, 岡山, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 沖縄 (10 団体)
③月額定額と 1 単位当たり	北海道, 茨城, 群馬, 埼玉, 山梨, 東京, 新潟, 富山, 長野, 静岡, 三重, 滋賀, 京都, 奈良, 和歌山, 島根, 徳島, 愛媛, 高知, 福岡, 長崎, 鹿児島 (22 団体)

- ・月額定額で設定している 37 団体のうち, 28 団体は 2,700 円 (他は, 広島 530~2,500 円/和歌山 725~2,700 円/山口 900 円/京都 1,250 円/長野 1,800 円 (15 単位以下の場合) 愛知 1,900~2,700 円 /香川 2,200 円/福島 2,500 円/福岡 2,600 円)。

(3) 通信制

●検定料

- ・32 団体は 0 円 (他の 15 団体は 50~1,500 円)。
- ・検定料を徴収する 15 団体のうち 11 団体は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは, 千葉, 福井, 島根, 広島

●入学料

- ・29 団体は 500 円 (他の 18 団体のうち 13 団体は 0 円, 5 団体は 180~480 円)。
- ・入学料を徴収する 34 団体のうち 29 団体は被災者や生活保護世帯等への減免制度がある。

※減免制度がないのは, 千葉, 岐阜, 滋賀, 島根, 沖縄

●授業料

- ・46 団体は 1 単位当たり 100~700 円の授業料を設定。
- ・香川県は 1 科目当たり 730 円の授業料を設定。

(4) 特別支援学校 (高等部)

東京都を除く 46 団体は検定料, 入学料, 授業料ともに 0 円。東京都は検定料を 50 円 (生活保護世帯及びこれと同程度の世帯は全額免除, これに準ずる世帯は 1 / 2 減額), 授業料を月額 100 円としている。

(5) 専修学校

都道府県立の専修学校（高等課程）を設置している団体は、神奈川県、石川県、徳島県であり、検定料、入学料、授業料は以下のとおり。

(表 2 - 2)

	検定料(円)	入学料(円)	月額授業料(円)
神奈川県	9,700	70,300	14,300
石川県	2,000	0	4,500
徳島県	5,500	60,000	14,000

2. 留年者、既卒者、74 単位超過者の扱い

27 年度における都道府県立の高校等における留年者（留年による標準年限（全日制 3 年，定時制・通信制 4 年）超過在学者），高校等既卒者及び 74 単位を超える者に対する授業料の取扱いについては，以下のとおり。

(1) 留年者の扱い（表 2 - 3）

27 年度の授業料について，年収約 910 万円未満世帯を不徴収とするのは全日制，定時制，通信制ともに 9 団体，低所得世帯等を不徴収とするのは全日制 24 団体，定時制 24 団体，通信制 21 団体である（表 2 - 3 ア，イ，オ）。

(2) 高校等既卒者の扱い（表 2 - 4）

27 年度の授業料について，年収約 910 万円未満世帯を不徴収とするのは全日制，定時制，通信制ともに 5 団体，低所得世帯等を不徴収とするのは全日制 26 団体，定時制 26 団体，通信制 23 団体である（表 2 - 4 ア，イ，オ，ク）。

(3) 74 単位超過者の扱い（表 2 - 5）

- ・定時制は 35 団体で，通信制は 45 団体で就学支援金の支給額を 1 単位あたり（1 科目あたり）で計算する方法を採用している（定額制を併用している場合も含む）。
- ・27 年度の授業料について，年収約 910 万円未満世帯を不徴収とするのは全日制 5 団体，定時制 13 団体，通信制 15 団体，低所得世帯等を不徴収とするのは全日制 8 団体，定時制 12 団体，通信制 13 団体である（表 2 - 5 ウ，ケ，エ，コ）。

(表2-3)

留年者の授業料の徴収状況(平成27年度)

	旧制度 (25年度)	27年度	都道府県					
			全日制		数	定時制		数
ア	不徴収	年収約910万円未満世帯のみ不徴収	新潟、富山、福井、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、鹿児島	9	新潟、富山、福井、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、鹿児島	9	新潟、富山、福井、鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、鹿児島	9
イ		低所得世帯不徴収	北海道、群馬、埼玉、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、熊本、宮崎	13	北海道、群馬、埼玉、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、熊本、宮崎	13	北海道、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、熊本、宮崎	11
ウ		徴収	大阪、香川、沖縄※1	3	大阪、香川、沖縄※1	3	群馬、埼玉、大阪、香川、沖縄※1	5
エ		検討中	奈良※2、愛媛※3	2	奈良※2、愛媛※3	2	奈良※2、愛媛※3	2
オ	低所得世帯不徴収	低所得世帯不徴収	青森、岩手、宮城、山形、栃木、千葉、東京、神奈川、岐阜、岡山、福岡	11	青森、岩手、宮城、山形、栃木、千葉、東京、神奈川、岐阜、岡山、福岡	11	青森、宮城、山形、栃木、千葉、東京、神奈川、岐阜、岡山、福岡	10
カ		徴収	福島、茨城、長野、大分	4	福島、茨城、長野、大分	4	福島、茨城、長野、大分	4
キ		検討中					岩手※4	1
ク	徴収 (例外的に不徴収を認める場合も含む)	徴収	秋田、山梨、広島、山口、徳島	5	秋田、山梨、広島、山口、徳島※1	5	秋田、山梨、広島、山口、徳島	5

※1: 原則徴収しているものの、県の条例に基づき、生活保護世帯の生徒等より減免申請を受けた場合は不徴収としている。

※2: 授業料減免に係る規定の見直し、整備を進めている。

※3: 平成28年度に各校に対し該当者の実態把握のための調査を行う予定。

※4: 全日制・定時制に通う低所得世帯の生徒に対し、半額又は全額授業料を免除している。通信制については東日本大震災被災者に対し受講料を免除しているが、その他の者の扱いを検討中。

(表2-4)

既卒者の授業料の徴収状況(平成27年度)

	旧制度 (25年度)	27年度	都道府県					
			全日制		定時制		通信制	
				数		数		数
ア	不徴収	年収約910万円未満世帯のみ不徴収	新潟、福井、鳥取、高知、佐賀	5	新潟、福井、鳥取、高知、佐賀	5	新潟、福井、鳥取、高知、佐賀	5
イ		低所得世帯不徴収	北海道、埼玉、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、熊本、宮崎、鹿児島	12	北海道、埼玉、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、熊本、宮崎、鹿児島	12	北海道、石川、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、和歌山、熊本、宮崎、鹿児島	11
ウ		徴収	富山、大阪、鳥根、愛媛、沖縄※1	5	富山、大阪、鳥根、愛媛、沖縄※1	5	埼玉、富山、大阪、鳥根、愛媛、沖縄※1	6
エ		検討中	奈良※2	1	奈良※2	1	奈良※2	1
オ	低所得世帯不徴収	低所得世帯不徴収	青森、岩手、宮城、山形、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、岐阜、岡山、福岡	12	青森、岩手、宮城、山形、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、岐阜、岡山、福岡	12	青森、宮城、山形、栃木、千葉、東京、神奈川、岐阜、岡山、福岡	10
カ		徴収	福島、茨城、長野、大分	4	福島、茨城、長野、大分	4	福島、茨城、長野、大分	4
キ		検討中					岩手※3	1
ク	徴収 (例外的に不徴収を認める場合も含む)	低所得世帯不徴収	兵庫、長崎	2	兵庫、長崎	2	兵庫、長崎	2
ケ		徴収	秋田、山梨、広島、山口、徳島、香川	6	秋田、山梨、広島、山口、徳島、香川	6	秋田、山梨、群馬、広島、山口、徳島、香川	7

※1: 原則徴収しているものの、県の条例に基づき、生活保護世帯の生徒等より減免申請を受けた場合は不徴収としている。

※2: 授業料減免に係る規定の見直し、整備を進めている。

※3: 全日制・定時制に通う低所得世帯の生徒に対し、半額又は全額授業料を免除している。通信制については東日本大震災被災者に対し受講料を免除しているが、その他の者の扱いを検討中。

(表2-5)

74単位超過部分の授業料の徴収に係る取扱(平成27年度)

	旧制度 (25年度)	27年度	都道府県					
			全日制	数	定時制	数	通信制	数
ア	定額制授業料のため不徴収	定額制授業料のため不徴収 (従来単位制授業料設定で あったものも含む)	北海道、青森、岩手、秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、京都、鳥根、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、長崎、大分、鹿児島(定額制)	31	青森、岩手、秋田、福島、石川、群馬(定額制)、岐阜、静岡(定額制)、三重、山口、徳島(定額制)、香川、大分、鹿児島(定額制)	14	香川、大分	2
イ	不徴収	定額制授業料のため不徴収 (従来単位制授業料設定で あったものも含む)			京都	1		
ウ		年収約910万円未満世帯のみ不徴収	新潟、鳥取、高知、佐賀、鹿児島(単位制)	5	北海道、東京、新潟、富山、福井、鳥取、島根、高知、福岡、佐賀、長崎、鹿児島(単位制)	12	北海道、東京、新潟、富山、福井、三重、京都、鳥取、島根、高知、福岡、佐賀、長崎、鹿児島	14
エ		低所得世帯不徴収	宮城※1、山形、栃木、神奈川、愛知、兵庫、和歌山、岡山	8	宮城※1、栃木、群馬(単位制)、埼玉、千葉、神奈川、静岡(単位制)、愛知、兵庫、和歌山、岡山	11	青森、宮城、栃木、千葉、石川、静岡、愛知、兵庫、和歌山、岡山	10
オ		徴収	大阪、沖縄	2	滋賀、大阪、広島、沖縄	4	群馬、埼玉、滋賀、大阪、広島、沖縄	6
カ		検討中			奈良※2、徳島(単位制)※3、愛媛※4	3	奈良※2、徳島※3、愛媛※4	3
キ		その他	熊本※5、宮崎※6	2	熊本※5、宮崎※6	2	岩手、秋田、熊本※5、宮崎※6	4
ク		定額制授業料のため不徴収 (従来単位制授業料設定で あったものも含む)			長野	1		
ケ	年収約910万円未満世帯のみ不徴収			茨城	1	茨城	1	
コ	低所得世帯不徴収	低所得世帯不徴収		山形	1	山形、神奈川、岐阜	3	
サ	徴収					福島	1	
シ	検討中					長野	1	
ス	徴収(例外的に不徴収を認める場合も含む)	徴収			山梨	1	山梨、山口	2

※1:児童養護施設入所者及びひり災者の場合は所得に関係なく不徴収。

※2:授業料減免に係る規定の見直し、整備を進めている。

※3:授業料減免に係る規定の見直しを検討中。

※4:平成28年度に各校に対し該当者の実態把握のための調査を行う予定。

※5:卒業に必要な単位数を74単位以上で定めてあり、その単位数まで。

※6:やむをえない理由で超過した場合または低所得世帯は減免。

3. 授業料の徴収時期

(1) 徴収回数

月額定額で授業料設定している全日制，定時制の徴収回数については以下のとおり。

(表 2 - 6) (数字は都道府県数)

	全日制	定時制
毎月(年 12 回～入学当初や年度末の月には数ヶ月分をまとめて徴収する場合も含む)	28	24
半期(年 2 回)	2	4
四半期(年 4 回)	9	9
2ヶ月ごと(年 6 回)	3	3
その他(年 1 回, 3 回, 7 回)	5	7

定時制や通信制で，1 単位当たりの授業料を設定している場合は，年 1～2 回の支払いが多く，受講の申込み，履修許可があった時点を支払期限としている場合が多い。

(2) 就学支援金支給前の授業料の納付の状況

就学支援金の支給前に授業料の納付を求め，後に生徒に就学支援金を還付する方法を行っている団体は，全日制・定時制では存在しないが，通信制では，12 団体 19 校で行われている。

当該団体について見ると，一時的であれ，生徒の負担が生じることについて，8 団体〈栃木, 千葉, 神奈川, 大阪, 富山, 新潟, 岐阜, 熊本〉で，申請があれば猶予を認めるなど何らかの措置が講じられているが，4 団体〈福島, 群馬, 愛知, 山口〉では，特段の措置は講じられていない。

Ⅱ. 申請手続

1. 申請様式の改正等に伴う事務負担の軽減

平成 27 年度の申請様式や事務処理要領の改正等に伴う事務負担の軽減状況については、大多数の団体が事務負担の軽減を実感している。

(表 2 - 7) (数字は都道府県数 (複数回答可))

	申請書と届出書の様式の統一	保護者等の状況確認欄のチェックボックス化	年度末の支給実績通知等の削減
負担が軽減した	36	42	43
変わらない	11	5	4

2. 申請書等の配布時期

学校から生徒・保護者等に申請書等を配布した時期については、35 団体が 3 月中旬から下旬に行われた入学説明会で申請書を配布しているほか、14 団体が合格発表時に配布している。

(表 2 - 8) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 合格発表時(合格通知と一緒に送付することも含む)	14
② 入学説明会	35
③ 入学式の当日	3
④ 入学式の後日	0
⑤ 学校に一任	6

3. 申請書等の提出期限

学校から生徒・保護者等に申請書等を配布してから、学校への提出期限までの標準的な期間は、4 月の認定申請では約 18 日、7 月の収入状況届出では約 50 日である (期限を把握していると回答した 39 団体の平均)。

4. 保護者等の収入状況等の確認書類

保護者等の収入状況を確認する書類として、全団体に課税証明書の提出を求めている他、22 団体が生活保護受給証明書や非課税証明書の提出によって代えることを認めている。

また、主たる生計維持者を確認する書類は34 団体が健康保険証の提出を求めている他、補充的に申立書の提出を求めている場合もある。

(表 2 - 9) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 課税証明書	47
② 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」	45
③ 住民税納税通知書	44

5. プライバシーへの配慮について

申請・届出における生徒のプライバシーへの配慮のための工夫については、38 団体では申請書類は封をして提出するようにしている。また、同じ型式の封筒を使用したり、申請の無い者からも意向確認書等の提出を求めたりすることで、申請の有無が外観からわからないように配慮をしている団体もある。

(表 2 - 10) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 学校を経由せずに都道府県や委託先に送付する	0
② 申請書類は封をした封筒で提出する	38
③ 手続は他の生徒の目に触れない場所(事務室等)で行う	31
④ 申請書等の管理は施錠がかかる場所で行い担当者のみ取り出すことができるようにする	23
⑤ 報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う	13

6. 生徒・保護者等の負担軽減

生徒・保護者等の事務負担の軽減のための配慮・工夫については、39 団体では、課税証明書等は複写でも可能としている。また、44 団体で控除対象配偶者からの（非）課税証明書の提出を不要としている。その他の取組としては、学校名等、全員が同じ記載となる箇所をあらかじめ学校で記入して配付することや、課税証明書等の交付手数料について、保護者 2 名分の課税証明書を 1 名分の手数料で証明してもらうようにする、県内に兄弟姉妹がいる場合は証明書類を複写で可とするなどの取組があった。

（表 2 - 1 1）（数字は都道府県数（複数回答可））

① 課税証明書等の市町村民税所得割額を証明する書類を複写でも可とする	39
② 他の支援制度で必要な書類と重複する場合は提出不要とする	25
③ 課税証明書の発行手数料の軽減	1
④ 控除対象配偶者であることが確認された者の（非）課税証明書は求めない。（所得要件に影響する場合は除く）	44
⑤ 都道府県内での転学の場合、収入に変更がなければ課税証明書等の再提出は不要とする	15

7. 確実な申請のための工夫

支給対象となる生徒から確実に申請が行われるような配慮・工夫については、46 団体で、支給対象外の生徒からも意思確認のために何らかの書類の提出を求めている。また、自由回答において未提出の生徒に対して、申請しない場合は授業料支払いの負担が発生することについて個別に説明するなどの取組を行っている団体もある。

（表 2 - 1 2）（数字は都道府県数（複数回答可））

① 生徒全員に意思を確認するために、支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類などを提出してもらう	46
② 未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる	39
③ 生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する	10

8. 外国語を母国語とする保護者への配慮

外国語を母国語とする保護者への配慮・工夫については、23 団体で外国語版の申請書やリーフレットの作成・活用をしている。その他、自由回答において、外国語を母国語とする保護者等に対して進学等説明会の中で別途説明の機会を設けているとの回答があった（富山県）。

（表 2 - 1 3）（数字は都道府県数（複数回答可））

① 外国語版の申請書やリーフレットの作成・活用	23
② 学校の窓口で事務員と確認をしながら記入	18
③ 生徒を通じて必要書類などを求める	23

9. 事務体制の状況について

- ・所得確認等の事務負担が増加することへの体制面での対応状況については、半数以上の団体で、都道府県教育委員会や学校における担当部署の増員を行っている。
- ・9 団体〈茨城, 埼玉, 石川, 福井, 静岡, 京都, 鳥取, 大分, 鹿児島〉で、申請書類の記載事項の確認やシステムへの入力業務等を外部に委託している。

（表 2 - 1 4）（数字は都道府県数（複数回答可））

① 学校・都道府県の担当部署の職員数を増員	6
② 学校・都道府県で事務が増える時期に非常勤職員等を配置	34
③ 外部に事務を委託(市町村への委託を除く)	9
④ 支給額決定通知を他のものと併用	1
⑤ 特に対応はしていない	1

- ・また、都道府県と学校との事務分担としては、多くの団体で、学校で必要書類の確認後、受給資格申請者一覧を作成し、都道府県教育委員会で学校から提出されたデータを基に受給権者の認定を行っている。
- ・学校で認定に係る事務を行っているのは 8 団体〈岩手, 宮城, 茨城, 千葉, 山梨県, 神奈川, 岡山, 福岡〉。
- ・学校では生徒から提出された封筒を開封せずに（書類の確認をしないまま）都道府県教育委員会に提出するのは 3 団体〈新潟, 島根, 広島〉。
- ・市町村立高校の生徒に係る就学支援金の支給に関する権限について、条例による事務処理特例制度などを活用し、権限を市町村に移譲しているのは 2 団体〈岩手, 山梨〉。

Ⅲ. 制度の広報・周知活動

1. 学校・事務担当者向けの広報・周知

学校関係者や事務担当者向けの広報・周知については、約8割の団体で資料配付や担当者向けの説明会を開催している。その他の取組としては、団体独自の事務取扱要領やQ&Aの作成、継続的な検討会の開催、事務担当者の研修会を通じたの情報提供等があった。

(表 2 - 1 5) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 資料配付	38
② 説明会の開催	37
③ HP掲載	18

2. 生徒・保護者向けの広報・周知

生徒・保護者向けの広報・周知については、約9割の団体で資料配付を行い、35 団体でホームページによる情報提供を行っている。その他の取組としては、広報番組の放送や広報誌への掲載等があった。

(表 2 - 1 6) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 資料配付	43
② 説明会の開催	25
③ HP掲載	35

■私立学校

I. 授業料等

1. 授業料等

27年度の年額授業料，入学料，年額施設設備費等の平均額は以下のとおり。

※新・高等学校等就学支援金制度の対象校のみ

(表3-1)

(単位：円)

区分	全日制	定時制	通信制	専修学校	各種学校	特別支援学校
授業料(A)	390,578	291,347	210,996	386,859	544,713	177,360
入学料(B)	162,362	112,091	46,924	134,352	143,914	124,500
施設整備費等(C)	169,360	101,714	86,053	218,073	122,258	102,776
小計(A+C)	559,938	393,061	297,049	604,932	666,971	280,136
計(A+B+C)	722,300	505,152	343,973	739,284	810,885	404,636

2. 授業料減免制度

45団体で域内の学校に通う県民である生徒を対象に減免措置を講じている。保護者が域内に住所を有し，生徒が域内または隣接団体の学校に通う場合に減免措置を講じている例もある。

(表3-2) (数字は都道府県数(複数回答可))

① 当該県民で，県内の学校に通う生徒	45
② 当該県民で，県外の学校に通う生徒	3
③ 当該県外民で，県内の学校に通う生徒	21

Ⅱ. 申請手続

1. 申請様式の改正等に伴う事務負担の軽減

平成 27 年度の申請様式や事務処理要領の改正等に伴う事務負担の軽減状況については、大多数の団体が事務負担の軽減を実感している。課題として認識していることについては、一年次に 2 回提出が必要なことや、保護者の収入状況チェック欄が保護者等にとってわかりにくいなどの回答があった。

(表 3-3) (数字は都道府県数)

	申請書と届出書の様式の統一	保護者等の状況確認欄のチェックボックス化	年度末の支給実績通知等の削減
負担が軽減した	28	40	37
変わらない	19	7	10

2. 申請書等の配布時期

学校から生徒・保護者等への申請書等の配布時期については、学校に一任している団体が多い。

(表 3-4) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 合格発表時(合格通知と一緒に送付することも含む)	9
② 入学説明会	16
③ 入学式の当日	6
④ 入学式の後日	8
⑤ 学校に一任	30

3. 申請書等の提出期限

学校から生徒・保護者等に申請書等を配布してから、学校への提出期限までの標準的な期間は、4月の認定申請では約 19 日、7月の収入状況の届出では約 22 日である(期限を把握していると回答した 14 団体の平均)。

4. 保護者等の収入状況等の確認書類

保護者の収入状況を確認する書類として、全団体に課税証明書の提出を求めている他、15 団体が生活保護受給証明書の提出によって代えることを認めている場合もある。

また、主たる生計維持者を確認する書類は 36 団体が健康保険証の提出を求めている他、補充的に住民票や申立書の提出を求めている場合もある。また、申請書の記載のみで判断している団体もある。

(表3-5) (数字は都道府県数(複数回答可))

① 課税証明書	47
② 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」	42
③ 住民税納税通知書	34

5. プライバシーへの配慮

申請・届出における生徒のプライバシーへの配慮のための工夫については、30 団体が手続を他の生徒の目に触れない場所で行っている。その他、学校事務担当者説明会等を利用し、都道府県から学校の事務担当者へ個人情報保護の徹底を呼びかける例もある。

(表3-6) (数字は都道府県数(複数回答可))

① 学校を経由せずに都道府県や委託先に送付する	0
② 申請書類は封をした封筒で提出する	26
③ 手続は他の生徒の目に触れない場所(事務室等)で行う	30
④ 申請書等の管理は施錠がかかる場所で行い担当者のみ取り出すことができるようにする	18
⑤ 情報漏洩防止のためアクセス制限をかけるなど電子システム上の工夫を行う	13

6. 生徒・保護者等の負担軽減

生徒・保護者等の事務負担の軽減のための配慮・工夫については、35 団体では、他の支援制度で必要な書類と重複する場合は提出不要としている。その他、域内や学内に兄弟姉妹がいる場合は必要書類の複写の提出を認めている団体もある。

(表 3-7) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 課税証明書等の市町村民税所得割額を証明する書類を複写でも可とする	29
② 他の支援制度で必要な書類と重複する場合は提出不要とする	35
③ 所得要件に影響しない場合については、控除対象配偶者であることが確認された者の(非)課税証明書は求めない	24
④ 都道府県内での転学の場合、収入に変更がなければ課税証明書等の再提出は不要とする	1

7. 確実な申請のための工夫

支給対象となる生徒から確実に申請が行われるような配慮・工夫については、34 団体では、支給対象外の生徒からも意思確認のための書類の提出を求めている。その他、自由回答において、県独自の広報誌やリーフレットを作成し、年 1 回以上学校を通じて保護者へ配布しているとの回答があった(青森県)。

(表 3-8) (数字は都道府県数 (複数回答可))

① 生徒全員に意思を確認するために、支給対象外の生徒からも申請をしない旨の書類などを提出してもらう	34
② 未提出の生徒に対しては、提出を忘れていないか確認のための連絡をとる	31
③ 生活保護世帯等の特に支援が必要な世帯について、未提出の者がいないか確認する	11

8. 外国語を母国語とする保護者への配慮

外国語を母国語とする保護者への配慮・工夫については、22 団体が学校の窓口で事務職員と確認をしながら記入をしている。その他、自由回答において、自治体のケースワーカーと連絡を取りながら事務を行っているとの回答があった（鹿児島県）。

（表3-9）（数字は都道府県数（複数回答可））

① 外国語版の申請書やリーフレットの作成・活用	9
② 学校の窓口で事務員と確認をしながら記入	22
③ 生徒を通じて必要書類などを求める	15

9. 事務体制の状況

- ・多くの団体では、学校で必要書類の確認後、受給資格申請者一覧を作成し、都道府県で学校から提出されたデータを元に受給権者の認定を行っている。
- ・所得確認等の事務負担が増加することへの体制面での対応状況については、32 団体で、都道府県や学校の担当部署の人員の増員と臨時増員のいずれか又は両方を行っている。また、茨城、東京都及び愛知県では申請書類の記載事項の確認やシステムへの入力業務等を外部に委託している。

（表3-10）（数字は都道府県数（複数回答可））

① 学校・都道府県の担当部署の職員数を増員	13
② 学校・都道府県で事務が増える時期に非常勤職員等を配置	19
③ 外部に事務を委託（市町村への委託を除く）	3
④ 支給額決定通知を他のものと併用	5
⑤ 特に対応はしていない（これまでの体制で対応）	18

Ⅲ. 制度の広報・周知活動

1. 学校・事務担当者向けの広報・周知

学校関係者や事務担当者向けの広報・周知については、約7割の団体で資料配付を行い、31団体で担当者向けの説明会を開催している。その他の取組としては、メールによる情報提供があった。

(表3-11) (数字は都道府県数(複数回答可))

① 資料配付	33
② 説明会の開催	31
③ HP掲載	16

2. 生徒・保護者向けの広報・周知

生徒・保護者向けの広報・周知については、約5割の団体で資料配付を行い、24団体でホームページによる情報提供を行っている。その他、富山県では一部の学校において年2回(4月と6月)申請案内を全生徒に郵送している。

(表3-12) (数字は都道府県数(複数回答可))

① 資料配付	23
② 説明会の開催	4
③ HP掲載	24